研究活動の不正行為への対応ガイドライン

最高管理責任者
（学長）
運営・管理全般を総括運営
研究活動の不正に関して最終責任者

不正防止計画の管理

不正を発生させる要因の把握および
不正防止計画の実施指示

状況報告

状況報告

統括管理責任者
（副学長）
最高管理責任者を補佐し、研究活動上の不正に関して
統括する実質的な責任と権限を持つ

内部監査部門
（運営財務点検委員会）
内部監査を実施する
リスクアプローチ監査を実施する

不正防止計画の実施指示

状況報告

部局管理責任者
（学部長、短期大学部長）
※総合研究センター長はコンプライアンス推進責任者および研究倫理教育責任者、
総合研究センター長以外の各学部長はコンプライアンス推進副責任者となる
研究活動の不正防止について掌理する

状況報告

不正防止計画に基づいた
機関全体の取りまとめ

不正防止計画の実施ルール等指導

状況報告

状況確認

経費管理責任者
（事務局長）
研究活動の不正防止に関する事務をつかさどる

不正防止計画推進部署
（研究支援委員会）
不正防止計画具体案策定・見直し
不正防止計画を推進実施する
モニタリングの実施及び問題点の検討

不正防止計画に関する事務の実施指示

状況報告

不正防止計画具体案の
実施ルール等の指導

状況報告

事務取扱責任者
（研究支援課長）
研究活動の不正に関する情報を受け、各学部長事務責任者、部局責任者、不正防止計画推進部署とともに、研究活動の不正防止に関する運営・管理事務を適正に行うための必要な措置を取る。内部監査・モニタリングのための情報管理、学内説明会等でのルール等の指導を行う